

## 【アメリカ】国防歳出権限法のアジア太平洋地域関連規定

海外立法情報課長 鈴木 滋

\* 2016 年度国防歳出権限法の中から、ミサイル防衛をめぐる日本への協力や、東南アジア諸国の海洋安全保障能力強化など、アジア太平洋地域関連の規定を抽出し、それらの概要を紹介する。

### 1 国防歳出権限法の全般的な特徴

2015 年 11 月 25 日、公法第 114-92 号「2016 会計年度国防歳出権限法」(National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2016) が成立した (以下「2016 年法」)。米国では予算法定主義が採られており、国防総省の所管する毎会計年度の予算は、国防歳出権限法として制定される。国防歳出権限法における主な規定は、国防総省や陸海空・海兵隊各軍などの装備調達費、人件費、各種施設の整備費などに関するものであるが、この法律のもうひとつの特徴は、例年、歳出予算の細目にとどまらず、政策的な事項に関する規定なども少なからず盛り込まれることにある。2016 年法は、(欠番も含め) 全 47 編、およそ 640 か条から成る膨大なものであるが、第 12 編と第 28 編には、アジア太平洋地域をめぐる政策的な事項に関連する規定がある。ここでは、それらの概要を紹介する。

### 2 第 12 編「外国に関連する事項」における関連規定

#### (1) 第 1261 条「インド・アジア太平洋地域における合衆国の国益を促進するための戦略」

この条は、大統領に対し、2017 年 3 月 1 日までにインド・アジア太平洋地域における米国の国益を促進する全般的戦略を策定し、また、当該戦略の実施指針を含んだ「大統領政策指令」(注 1) を発令するよう義務付けている。そのほか、この条は、関連する連邦政府機関が政策の優先度を確認する際、当該戦略及び大統領政策指令の内容に配慮すること、大統領府の行政管理予算局 (Office of Management and Budget) 局長が、当該戦略及び大統領政策指令に関連した事業プログラム予算を確保することを規定している。

#### (2) 第 1262 条「日本に対する陸上配備型イージス能力の海外情報開示又は技術移転に関する国防総省政策の提出要求」

米海軍と海上自衛隊は、イージス艦に搭載された弾道ミサイル防衛 (BMD) システムを運用しているが、米国は、新たに陸上配備型イージス BMD システム (以下「陸上イージス」) の開発と配備を進めている (注 2)。この条は、日本が陸上イージスの導入を決定すれば、ミサイル防衛に係る日米間の相互運用性と統合化を促進し、戦力の相乗化 (Force Multiplication) に寄与する機会を作り出す、といった連邦議会の認識 (Sense of Congress) を規定している。また、この条は、国防長官に対し、この法律が成立してから 30 日以内に、日本に対する陸上イージスの情報開示又は技術移転に関する国防総省の政策文書を、連邦議会上下院の防衛・外交関係各委員会に提出するよう義務付けている。

### (3) 第 1263 条「南シナ海イニシアティブ」

中国の海洋進出により、南沙諸島の領有権を主張する東南アジア諸国は、南シナ海の哨戒活動など、海洋安全保障をめぐる能力強化という課題に直面している。この条は、それらの国々の軍隊又は海上保安組織（Security Forces）に対して、海洋安全保障に係る支援や訓練を提供することを国防長官に授権し、それらの活動を「南シナ海イニシアティブ」と呼称することを規定している。支援には、各種装備や補給品、小規模な軍事建設などが含まれる。支援を受ける国に挙げられているのは、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナムのほか、ブルネイ、シンガポール、台湾である。そのほか、この条は、国防長官が 2016 会計年度国防予算から 5 千万ドル（6150 億円）分を支援経費として支出できることや、国防長官が支援等を実施し、又は関連経費を支出する場合は、その 15 日前までに、支援等を受ける国、活動内容の詳細な説明、当該活動と米国の安全保障上の国益との関係、関連予算の執行計画等を含んだ通知書を、連邦議会に提出することなどを規定している。なお、この条が規定する支援や訓練は、2020 年 9 月 30 日までに終了する。

## 3 第 28 編「軍事建設一般条項」における関連規定

### (1) 第 2821 条「アジア太平洋地域における海兵隊兵力の再編に関連する公共インフラストラクチャーの開発規制に対する限定的な例外」

この条は、国防長官が水道・下水システムの改善を目的として、グアムにおけるインフラ整備を進める上での要件を規定している。

### (2) 第 2822 条「アジア太平洋地域における海兵隊兵力の再編に対する日本政府の貢献に関する年次報告」

日本は、平成 21（2009）年に締結された「グアム移転協定」によって、沖縄海兵隊のグアム移転に伴う施設整備等の経費について、米国に資金を提供することとされている。この条は、国防長官に対し、2017 会計年度から 2026 会計年度にかけて、毎年、各年度の予算提出までに、グアム移転に関連する報告書を議会上下院の防衛関係委員会に提出するよう義務付けている。報告書に含まれるべき事項として挙げられているのは、(1)直近の 1 年間（日本の予算年度）に日本がグアム移転に関連して、米側に提供した資金の総額、(2)当年度及び次年度（同上）に予想される日本の資金提供額、(3)グアム又は北マリアナ諸島における海兵隊移転関連プロジェクトで、前年の米会計年度に実施されたもの、及び(4)今後の米会計年度に実施が予想されるものである。

注（インターネット情報は 2016 年 1 月 21 日現在である。）

(1) 「大統領政策指令」（Presidential Policy Directive）とは、大統領が安全保障分野での政策指針として発令するものであるが、内容上、非公開とされているものも少なくないと言われている。

(2) 以下の資料を参照。Missile Defense Agency, “Fact Sheet/Aegis Ashore” <[http://www.mda.mil/global/documents/pdf/aegis\\_ashore.pdf](http://www.mda.mil/global/documents/pdf/aegis_ashore.pdf)>; 石井幸祐「陸上型イージス BMD システム」『世界の艦船』817 号, 2015. 6, pp.154-157. なお、中谷元防衛大臣は、平成 27（2015）年 11 月 24 日の記者会見で、陸上イージスの将来的な導入に向けた検討の必要性に言及している。